# ○行方不明者発見活動実施要領の制定について

(平成23年12月5日例規第71号)

この度、別添のとおり「行方不明者発見活動実施要領」を制定し、平成24年1月1日から施行することとしたので通達する。

別添

#### 行方不明者発見活動実施要領

## 第1 総則

## 1 趣旨

この要領は、行方不明者発見活動に関する規則(平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、県警察における行方不明者発見活動に関し必要な事項を定めるものとする。

- 2 行方不明者の種類
  - (1) 規則第2条第2項に規定する特異行方不明者は、次に掲げる行方不明者とする。
    - ア 凶悪犯被害者
    - イ 福祉犯被害者
    - ウ事故遭遇者
    - 工 自殺企図者
    - オ 自傷他害のおそれがある精神障害者
    - カ 自傷他害のおそれがある危険物携帯者
    - キ 自救無能力者
  - (2) 行方不明者のうち特異行方不明者を除くものを、その他の行方不明者とする。
- 3 行方不明者発見活動の基本

行方不明者発見活動を行うに際しては、規則第3条各号に掲げるもののほか、次の 事項を基本とする。

- (1) 凶悪犯被害者に係る行方不明者届出書(規則別記様式)を受理した署長は、自署の捜査を担当する課長に対し、速やかに必要な捜査を命じること。
- (2) 関係者のプライバシーに関わる情報(異性関係、家庭環境、経済状態、近隣住民との関係等)を扱うことから、これらの情報の取扱いについては十分な注意を払うこと。

## 4 主管課長の責務

県本部人身安全少年課長(以下「主管課長」という。)は、行方不明者発見活動について本部長を補佐するとともに、署長に対し必要な指導・助言を行うほか、署長が行う行方不明者発見活動の連絡・調整に当たるなど、行方不明者発見活動の円滑な実施に努めること。

5 署長の指揮監督

- (1) 署長は、規則第5条第1項の規定に基づき、行方不明者発見活動の適切な実施 体制を確保すること。
- (2) 規則第5条第2項に規定する署長の指揮すべき事項、指揮の方法等については、 行方不明者発見活動署長指揮簿(様式第1号)により、行方不明者発見活動の実施 状況を明らかにすること。

### 6 取扱責任者

(1) 署に行方不明者発見活動に係る事務取扱責任者(以下「取扱責任者」という。) を置き、生活安全(刑事生活安全)課長(当番時間帯(警察署当番を行う時間帯を いう。)にあっては、警察署当番責任者)をもって充てる。

なお、取扱責任者が不在となる場合には、署長の指定する者が、その職務を代行 するものとする。

(2) 取扱責任者は、署長を補佐するとともに、署の行方不明者発見活動を統括する。 第2 行方不明者届の受理等

## 1 行方不明者届の受理

- (1) 署長は、規則第6条第1項の規定に基づき行方不明者届があった場合には、これを受理すること。
- (2) 署長は、本邦内を旅行中の国外居住者について行方不明者届がなされた場合には、宿泊地を居所として取り扱うこと。
- (3) 署長は、次に掲げる場合には、規則第6条第2項の規定に基づき行方不明者届を受理するものとする。
  - ア 水難等の事故に遭遇のおそれ等のある者に係る行方不明者届をしようとする者 が、現に行方不明となった場所を管轄する署を訪れている場合
  - イ 行方不明者届をしようとする者の住所又は居所が、行方不明者が行方不明となった時における住所又は居所から遠隔地にある場合
  - ウ 行方不明者届をしようとする者が、高齢により移動が困難である場合
  - エ その他特段の事情がある場合

#### 2 行方不明者届の受理時の措置

- (1) 署長は、行方不明者届を受理したときは、行方不明者届受理票(様式第2号。 以下「受理票」という。)を作成すること。
- (2) 署長は、行方不明者発見活動に DNA 型鑑定を用いることが有効である事案にあっては、届出人その他関係者に対し、可能な範囲で鑑定資料の提出を求めること。また、届出人から行方不明者発見活動を的確に行うに足りる情報等が得られなかった場合には、所属の職員に指示し、補充の調査を実施すること。
- (3) 規則第7条第2項の届出人に対する説明は、届出人の皆様へ(様式第3号)により行うこと。この場合において、規則第26条第1項ただし書及び第2項の規定

に基づき、発見等について通知しないこと又は通知する事項を限ることがあること について説明すること。

### 3 行方不明者に係る事項の報告

- (1) 規則第8条第1項及び第4項の規定による報告は、受理票により主管課長を経由して行うものとする。この場合において、第1の3(1)に該当する場合には、併せて県本部の捜査を担当する課長等に通報すること。
- (2) 規則第8条第2項(同条第5項で準用する場合を含む。)の規定による報告は、警察庁情報管理システムへの登録により行うものとする。

#### 4 事案の引継ぎ

- (1) 規則第9条第1項の規定による引継ぎは、あらかじめ主管課長を経由して本部 長に報告後、行方不明者届引継書(様式第4号)に受理票等の関係書類を添付して 行うこと。
- (2) 主管課長は、規則第9条第1項の規定により引継ぎをする場合及び引継ぎを受けた場合には、警察庁情報管理システムへ登録を行うこと。
- (3) 引継ぎをした署長は、規則第9条第4項の規定により届出人に対し引継ぎの通知をする場合には、行方不明者発見活動を主体となって行う署長が変更されること及び引継先の窓口担当者について確実に通知すること。また、引継ぎを受けた署長は、引き継いだ旨を引継ぎをした署長に速やかに連絡すること。

## 5 事後に取得した情報の記録及び活用

- (1) 受理署長(規則第10条の受理署長をいう。以下同じ。)は、所属の職員に、行 方不明者届を受理した後に取得した行方不明者に係る情報について、確実に記録さ せるとともに、行方不明者発見活動署長指揮簿による指揮伺いを徹底させること。
- (2) 受理署長は、行方不明者に係る情報が所属において共有されるよう必要な措置をとるとともに、規則第21条の規定に基づく特異行方不明者手配を行っている場合には、手配先の署長に対し、取得した情報を積極的に提供すること。

#### 6 特異行方不明者の判定

- (1) 受理署長は、規則第11条第1項の判定をするに当たっては、取扱責任者に意見を報告させ、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかを自ら判定すること。また、当該判定後も特異行方不明者の判定に資する新たな情報が得られる場合があることを念頭に置き、随時、当該行方不明者が特異行方不明者に該当するかどうかを判定すること。
- (2) 規則第11条第2項の報告は、主管課長を経由して行うものとする。

## 第3 一般的な行方不明者発見活動

#### 1 警察活動を通じた行方不明者発見活動

職員は、規則第13条の行方不明者照会を効果的に活用するほか、あらゆる警察活動を通じて行方不明者発見活動に当たること。

## 2 行方不明者に係る資料の公表

- (1) 受理署長は、規則第14条第1項又は第3項の規定により行方不明者に係る資料の公表を行う場合には、事前に届出人に公表の意思を確認し、承諾書(様式第5号)の提出を求めるとともに、主管課長から必要な助言・指導を受けること。
- (2) 受理署長は、規則第14条第3項の規定により届出人その他関係者から資料の提出を受ける場合には、事前にその内容、数量等について指導すること。
- (3) 受理署長は、公表の必要がなくなった場合には、速やかに公表した資料の回収、 削除等を行うこと。
- 3 受理票の写しの送付

受理署長は、規則第15条の規定により受理票の写しを県本部鑑識課長(以下「鑑識課長」という。)に送付する場合には、あらかじめ当該署に保管されている関係資料と照合し、その結果を当該受理票の写しの「身元不明死体票等との対照実施状況」の「警察署」欄に記載し、写真その他の必要と認められる資料を添付すること。

4 身元不明死体票

署長は、規則第16条の規定により作成し送付する場合には、身元不明死体票(様式第6号)により行うこと。

5 鑑識課長による整理及び保管

鑑識課長は、規則第17条第3項の規定により受理票の写し及び身元不明死体票を保管するときは、次に掲げる区分により整理し、保管すること。

- (1) 男女別
- (2) 行方不明年月日又は死亡(推定)年月日
- (3) 行方不明者の年齢又は死亡者の(推定)年齢
- 6 迷い人についての確認
  - (1) 署長は、規則第 19 条第 1 項の規定による迷い人についての報告を受けたときは、 迷い人票(様式第 7 号)を作成すること。
  - (2) 署長は、規則第19条第2項の規定により他の署長が受理した行方不明者届の有無を確認する場合には、迷い人照会書(様式第8号)により行うものとする。
  - (3) 署長は、迷い人を発見した場合には、速やかに当該迷い人の年齢、人相、着衣、土地鑑等に基づき行方不明者照会及び隣接署、関係機関・団体等への照会、手配等の必要な措置を講ずるとともに、当該迷い人が保護を要する場合には、静岡県警察保護取扱いに関する訓令(平成19年県本部訓令第32号)に基づく保護を行うものとする。

## 第4 特異行方不明者の発見活動

1 受理署長の措置

- (1) 受理署長は、特異行方不明者については、その生命及び身体に危険が及んでいるおそれがあることを念頭に置き、捜査を含めた適切な措置を迅速かつ的確に講ずること。
- (2) 受理署長は、規則第20条第2項の規定による関係事業者等の協力を確保するため、平素から行方不明者発見活動に関する理解を得られるよう努めるとともに、連絡窓口を設けるなど、効果的な行方不明者発見活動のための体制を構築すること。
- (3) 第3の3の規定は、規則第20条第3項の規定による特異行方不明者に係る受理 票の写しの送付について準用する。

### 2 特異行方不明者手配

- (1) 受理署長は、規則第21条の規定による特異行方不明者手配をする場合には、あらかじめ主管課長を経由して本部長に報告後、特異行方不明者手配書(様式第9号)に受理票の写し等の関係書類を添付して行うこと。
- (2) 特異行方不明者手配は、当該特異行方不明者の要保護性及び危険性、事案の重大性、特異行方不明者を発見する手掛かりの有無等を勘案し、手配を受けた署長が当該特異行方不明者を発見することが期待できる場合に行うこと。
- (3) 受理署長は、規則第21条各号に掲げる特異行方不明者手配の要件を満たさない 特異行方不明者についても、行方不明となった状況等から、当該特異行方不明者の 生命又は身体に重大な危険が生じている可能性が高く、かつ、緊急性がある場合に は、他の都道府県警察に対し、主管課長を経由して、行方不明者発見活動協力要請 書(様式第10号)により当該特異行方不明者の発見活動への協力を要請すること。
- 3 特異行方不明者手配を受けた署長の措置

特異行方不明者手配を受けた署長は、規則第23条に規定する行方不明者発見活動 を行い、その結果については主管課長を経由して受理署長に通知すること。

4 特異行方不明者手配の有効期間

特異行方不明者手配は、当該手配先の署長に対し規則第23条に規定する措置を義務付けるものであることから、受理署長は、手配の必要性等を適切に判断した上で、規則第24条の規定により有効期間を更新すること。

## 第5 行方不明者の発見時の措置

- 1 行方不明者を発見した職員等の措置
  - (1) 職員は、保護を要する行方不明者を発見した場合には、静岡県警察保護取扱い に関する訓令に基づく保護を行うこと。
  - (2) 規則第25条第1項の規定による報告及び同条第4項の規定による通知は、行方 不明者発見票(様式第11号)により行うこと。
- 2 届出人に対する通知
  - (1) 規則第26条第1項ただし書の規定による届出人に対する発見の通知の要否及び通知する事項を限ることについては、受理署長が判断するものとする。

(2) 受理署長は、規則第26条第2項の規定により発見された行方不明者の同意を得て届出人に対し通知をする場合には、当該行方不明者から同意書(様式第12号)の提出を受けてから行うこと。

#### 3 発見時の報告

- (1) 規則第27条第2項の規定による報告は、警察庁情報管理システムへの登録により行うものとする。
- (2) 規則第28条第1項の規定による報告は、行方不明者発見票の写しを鑑識課長に送付することにより行うものとする。
- 4 特異行方不明者手配の解除

受理署長は、規則第29条第1項の規定により特異行方不明者手配を解除する場合には、あらかじめ主管課長を経由して本部長に報告後、特異行方不明者手配解除通報書(様式第13号)により行うこと。

## 第6 雑則

1 行方不明者届がなされていない場合等の特例

署長は、規則第30条の規定に基づき、行方不明者届の有無にかかわらず、特に必要と認められる場合には、規則に準じた措置を講ずること。

#### 2 細目的事項

この要領に定めるもののほか、行方不明者発見活動に関し必要な事項は、生活安全部長が定める。